

レンタル約款

(スーツケース・トラベル関連商品)

この度は、ミッション・レンタル ギア(以下、甲という)の商品をご利用いただき有難くお礼申し上げます。お客様に甲所有のスーツケース等の商品及びその商品全ての部品・付属品(以下商品という)をご利用戴きます際は、次の事を、ご了承お願い申し上げます。

1 契約

お客様と甲との間に発生するレンタルに関する契約は、特別な契約書類を作成しない限り、以下の約款を適用します。

2 商品の賃貸借

甲は、お客様に対し商品を賃貸し、お客様はこれを賃借するものとします。

3 レンタルの成立

お客様は本レンタル約款を承諾の上、甲にレンタル利用の申し込みをするものとし、甲からの本予約受付の返答メール、又は返答の電話をお入れした時点でレンタル契約は成立します。但し、契約成立前、契約成立後に関わらず、何らかの理由で商品を賃貸出来ない場合、甲はお客様に対し、その理由を説明する義務を負わないものとします。

4 レンタル期間

レンタル期間は、下記のとおりです。

①宅配の場合・・・お客様が指定した任意のレンタル開始日から返却のため甲指定の運送業者等に手渡しした日に終了。甲はレンタル開始日の3日前を目処に商品が届く様に発送の準備をします。但し、お届けの3日前はあくまで目安であり保証するものではありません。

②店頭受渡しの場合・・・お客様が受取りになられた日の翌日から、店頭への返却が完了した日に終了。

5 商品の宅配・回送

商品の宅配は原則として甲指定の運送業者でのお届けとなります。

返却の際は、商品に同封の「ご返却方法」の手順に従って、宅配と同じ運送業者を利用の上返却して戴くものとします。甲指定以外の運送方法でご返送された場合には、それにかかる実費分を別途ご請求させていただきます。

6 宅配の場合の商品確認

宅配の場合、商品受け取り後すぐに梱包等を開封し、お客様自身で商品の形状、数量等に関してご点検ください。その時点で、利用困難な程度の破損や数量不足など、何らかの問題が生じている場合には、直ちにご連絡いただくものとします。甲は速やかに対応するものとします。到着日にお客様からのご連絡がない場合、その商品は正常なものと判断させていただき、それ以降でのクレームは、受け付けいたしません。

7 レンタル料金

レンタル料金は、各商品のレンタル期間に応じて定められた料金及び地域別の往復宅配料金の合計になります。各種掲載されているレンタル料金及び配送料金は、全て税込み価格となります。

8 支払方法

レンタル料金のお支払いは、店頭受渡しの場合は、現金前払いとなります。宅配の場合は原則として代金引換となりますが、銀行振込、郵便為替などの方法もとることができます。また、特別な契約書類による取り決めがある場合にはそれに従うものとします。

9 キャンセル

キャンセルの申し出は電話でのみ対応させていただきます。メールやFAXでの受付は致しません。

宅配の場合、甲より商品発送後のキャンセルに関しては、下記に定める通りとします。

お 申 出 日	キャンセル料
①お届け日の3日前まで	無料
②お届け日の2日前～前日	基本料金 [※] × 25% + 往復宅配料 + 返金振込手数料
③お届け当日以降	基本料金 [※] × 100% + 往復宅配料

※基本料金とは、ご利用商品料金表の最短期間(1週間)のレンタル料金を指します。

10 レンタル期間の延長

レンタル期間の延長をご希望される場合には、お客様が返却予定日前に甲に必ず電話連絡にて申し出をして戴き、その上で甲の承諾があれば可能となります。
但し、当該商品に次の予約が入っている場合などは、延長できません。
延長となった場合には、甲規定の延長料金を戴きます。

11 レンタル期間中の中途解約(期間の短縮)

レンタル期間中では途中で解約なされた場合であっても、当初定めたレンタル期間の料金のご返金は出来ません。

12 商品返却の遅滞

商品の延長が出来ない(甲の承諾が取れない)状況において、返却を遅延された場合、又は甲への連絡なしに返却を遅滞された場合は、甲規定の延滞料金(追加料金の2倍×日数分)を戴きます。

13 商品の管理

甲は、お客様が商品のご利用期間中においても確認、点検をいつでもできるものとします。
ご利用になるお客様は、各商品の使用目的に合った通常の用法でご使用になり、保管については充分なご注意をお願いいたします。

14 商品の破損と紛失等

甲へ商品の返却に際し、通常の使用方法において発生する、汚れやキズ等については問題ありません。
故意・明らかな不注意による商品の破損、紛失の場合には、この商品の修理又は新規購入に要する費用を弁償していただきます。
但し、航空会社等の『破損証明書(Damage Report)』がある場合には、弁償金を免除致します。
航空会社の責による破損等でも『破損証明書(Damage Report)』がない場合は、免除はできません。

15 免責事項

下記の項目及び、それに類する事に関して、甲は一切の責任を負いません。

- ・お客様の不注意による商品の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、又は第三者に与えた損害。
- ・甲は商品のメンテナンス、各機能操作確認後の上、お客様に商品をお渡しした後、輸送期間中の事故を含みお客様に生じた、使用目的を達しない等の損害。

16 利用上の禁止等

お客様は商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸、占有等を行うことはできません。
また、商品を改装、改造することはできません。

17 通知義務

商品について第三者の差押、または権利主張の発生のおそれがある場合は直ちに甲にその旨通知していただきます。

18 商品の盗難・被災・紛失

商品が盗難、火災事故にあった場合は、盗難証明、被災証明をとっていただきます。
甲にて保険給付を受けた場合には損害賠償金はいただきません。
但し、商品の紛失の場合は、紛失した商品と同等の現物もしくは相当する金額にて、弁償していただきます。

19 契約の解除

お客様が万一この約款に違反した場合、甲は特別の通知、催告なしで、この契約を解除できるものとします。
この場合、お客様には直ちに商品を返却していただくものとし、甲の手元に戻るまでの期間のレンタル料金及び追加料金をいただきます。

20 管轄裁判所

本契約に関して紛争が生じた場合には、第一審の管轄裁判所は、甲所在地を管轄する地方裁判所と致します。